



令和2年3月19日

大阪市総務局長 谷川 友彦 様

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋

答申書

令和2年3月18日付け大総務第103号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

記

諮問のあった各法人に係る中期目標の内容は、いずれも妥当なものと認められるが、行政
目的又は施策のより効果的な達成の観点から、次の各点については、所管所属において十分
に検討し中期目標に反映させるとともに、中期目標に基づき作成される中期計画において
も適切に反映されるよう各法人と協議を進められたい。

(1) 大阪市高速電気軌道株式会社

中期目標の4の(4)に記載されている事項は具体的なものになっていないので、中期
目標の期間における段階的な進捗計画及びそのための取組事項など、所管所属として、
4の(3)に掲げた目標を達成するために中期目標の期間中に当該団体に行ってもらふ事
項を具体的に明らかにすること。

(2) 大阪シティバス株式会社

中期目標の4の(4)に記載されている事項は具体的なものになっていないので、中期
目標の期間における段階的な進捗計画及びそのための取組事項など、所管所属として、
4の(3)に掲げた目標を達成するために中期目標の期間中に当該団体に行ってもらふ事
項を具体的に明らかにすること。